

## 「容量市場 追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2026 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	21	<p>「※2 既設の石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV Higher Heating Value）・発電端において42%以上ではない電源が、実需給2025年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請する場合には、上記1同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。」の記載についてお伺いさせてください。</p> <p>2025年度追加オークション募集要項でも同記載がありましたが、 「<u>実需給2025年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請～</u>」は 「<u>実需給2026年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請～</u>」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。</p> <p>当該箇所の、<u>実需給2025年度までの表記を、 実需給2026年度までに修正</u>いたします。</p>
2	29	<p>「参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了し、調達オークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。なお、これまでのメインオークションに応札した場合でも、2025年度向け調達オークションの応札は新たに登録する必要があります。」の記載内容についてお伺いさせてください。</p> <p>2025年度追加オークション募集要項でも同記載がありましたが、 「メインオークションに応札した場合でも、<u>2025年度向け調達オークション</u>の応札は新たに登録する必要～」は 「メインオークションに応札した場合でも、<u>2026年度向け調達オークション</u>の応札は新たに登録する必要～」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。</p> <p>当該箇所の、<u>2025年度向けの表記を、 2026年度向けに修正</u>いたします。</p>
3	43	<p>発電余力の卸電力取引所等への入札に関するリクワイアメントについて、「事業者の責によらない燃料制約がある場合」は売り入札する量を減少させることができると記載されておりましたが、2026年度メインオークション募集要項では、「燃料制約がある場合」との記載となっております。</p> <p>「事業者の責によらない燃料制約」について以下3点お伺いさせてください。</p> <p>①メインオークションに約定した電源と、追加オークションに約定した電源で、燃料制約発生時の対応は異なりますでしょうか。</p> <p>②「事業者の責によらない燃料制約」について、具体例をご教示いただけないでしょうか。</p> <p>③燃料制約が発生した際、事業者の責であるかどうか貴機関にて確認する必要があると思料いたします。事業者にて燃料制約の内容を説明するエビデンスを提出する必要はございますでしょうか。</p>	<p>①売り入札する量を減少させる条件としての燃料制約等は、事業者の責によらないことが前提であり、メインオークションでの約定電源と、追加オークションでの約定電源における燃料制約発生時の対応は、同じ基準を適用いたします。また、本項目は充電制約も対象としたものであり、「事業者の責によらない～」は、蓄電池において意図的に充電をしないといったケースについても制約として認められないことを明確化するためのものであるため、「事業者の責によらない燃料制約または充電制約」と充電制約を追記する形で募集要綱および容量確保契約約款を更新いたします。</p> <p>②個別の事例を確認し、判断する必要があるため、一律のご回答は致しかねます。</p> <p>③燃料制約が発生した際、アセスメントのプロセスの中で、事業者の責であるか否かを確認するためにエビデンスの提出を求める場合があります。</p>